

令和6年4月18日

陸上自衛隊関東補給処調達会計部におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期 限)	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	カロリーメータ・A C2501の校正	関東補給処 誘導武器部	令和6年 7月31日	令和6年 4月18日	令和6年 5月23日 10時00分	令和6年 5月23日 10時10分	役務の提供 C又はDの等 級	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒300-0837

住所 茨城県土浦市右廻2410

契約機関名(担当) 陸上自衛隊 関東補給処調達会計部 契約課 契約班 神田

電話番号(内線) 029-842-1211 (内線2236) FAX 029-842-1511

# 見積依頼書

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊関東補給処  
調達会計部長 酒井 隆

以下のとおり見積を依頼します。

## 1 見積依頼

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
4PQL1H000080	4PQG1AU0009 0001		EGM-Z750001N				
品名 または 件名							
カロリメータ・AC2501の校正							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	EA				1	7	H1
納地または工事場所				引渡場所			
関東処				誘武部監視所門前			
搬入場所				納期または工期			
誘武部保管倉庫				令和6年7月31日(水)			

## 2 契約条項を示す場所

「入札及び契約心得」・「標準契約書等」については、霞ヶ浦駐屯地関東補給処ホームページに掲示(掲載)する。

## 3 説明会及び提出の日時場所

説明会日時場所：説明会実施せず

提出日時場所：令和6年5月23日(木)10時00分

## 4 決定方式及び契約方式

決定方式：総品目総額 契約方式：随意契約

## 5 注意事項

(1) 「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ見積書等の提出をすること。

(2) 見積書の日付は作成年月日を記入すること。

(3) 見積書の提出に合わせて資格審査決定通知書(写)を提出すること。

## 6 問い合わせ先

〒300-0837

茨城県土浦市右廻2410

陸上自衛隊関東補給処調達会計部契約課 (担当 神田)

TEL 029-842-1211 (内線2236)

FAX 029-842-1511

見 積 書

件名リスト一連番号	1
-----------	---

見積金額 ¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
カロリメータ・AC250 1の校正	仕様書のとおり	EA	1		
納入（履行） 場 所	関東補給処 誘導武器部		納 期  (履行場所)	令和6年7月31日	
契約保証金	(免 除)		入札（見積）書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

年 月 日

分任支出負担行為担当官  
陸上自衛隊関東補給処  
調達会計部長

殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者 名

⑩

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	4PQG1AU0009
	調達要求年月日	令和6年4月8日
	作成部課	誘導武器部
	作成年月日	令和6年3月25日
品名	カロリメータ・AC2501の校正	
仕様書番号	EGM-Z750001N	

**指定事項：**

**2.3 対象計測器及び数量**

品名	製造会社	型式	数量
カロリメータ	(株)サイエンテック	AC2501 (インジケータ S310含む)	1EA

**2.6 校正作業**

- a) 校正作業は、本仕様書に示す**表1-校正作業工程表(その1)**とする。
- b) 校正能力は、**2.3**に示す対象計測器に対する校正能力を有するものとする。

**2.7 校正基準**

校正基準は、計測器附属技術資料によるものとし、試験項目を下記に示す。

試験項目	試験点 (試験点数)	機器精度
目盛	1波長 1064nm 入力 1Wレンジ 100mW, 200mW, 500mW, 900mW  (4点)	±3%

**2.8 校正役務実施場所及び実施時期**

実施場所は契約の相手方の営業所等とする。

**2.9 環境条件**

環境条件は、**JIS Z 8703**に示す標準温湿度状態を標準とし、周囲温度(23±2)℃及び相対湿度(50±10又は65±10)%とする。

## 2.12 校正の表示

校正基準に合致した計測器に校正済ラベル（票）（社内様式）を貼り付ける。

## 5.1 検定等

検定等なし。

## 5.3 提出書類

提出書類は、下表に示す。

書類名	部数	提出先
校正証明書（校正結果報告書）	1	検査官
受領書	1	物品管理官
納品書	1	検査官

## 5.4 添付書類

対象計測器1台ごとに、試験（検査）成績書（様式随意）を1部添付する。

## 5.7 輸送

対象計測器の輸送は、契約の相手方が担任する。

陸上自衛隊仕様書			
物品番号	仕様書番号		
計測器の校正	EGM-Z750001N		
	防衛大臣承認	平成 年 月 日	
	作成	平成10年 4月21日	
	変更	令和 4年 6月 6日	
	作成部隊等名	関東補給処 誘導武器部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊関東補給処において外注する計測器（以下，“対象計測器”という。）の校正（以下，“校正役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001、GLT-CG-Z500002及びJIS Z 8103による。

1.2.1

検定等

計量法に基づき、公共機関などが実施する検定，比較検査及び基準器検査をいう。

1.2.2

整備諸基準等

対象計測器の校正，整備などを実施する場合の基準となる整備諸基準，計器校正等基準，米軍技術資料，計測器附属技術資料及びその他技術資料をいう。

1.2.3

校正

恒温恒湿の場所で振動，ほこり，その他，精密測定を阻害する要素がない状態において基準器を使用し，それよりも精度の低い計測器の誤差を測定して合否を判定し，必要に応じ調整又は小修理の範囲で誤差の修正を行うことをいう。

1.2.4

校正役務

契約の相手方が営業所等で実施する校正の役務，処内校正役務及び巡回校正役務をいう。

1.2.5

処内校正役務

関東補給処の処内において実施する，対象計測器の校正の役務をいう。

1.2.6

巡回校正役務

全国の部隊を巡回して実施する，対象計測器の校正の役務をいう。

1.2.7

計器校正セット

計器校正セットとは，官側が保有する“移動型計器校正セット1型”，“移動型計器校正セット2型”及び“87式自走高射機関砲計器校正セット（移動用）”の総称をいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS P 0138	紙加工仕上寸法
JIS Z 8103	計測用語
JIS Z 8703	試験場所の標準状態

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z000009	陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

c) **法令等**

電波法（昭和25年法律第131号）

計量法（平成4年法律第51号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）

1.4 **仕様書の優先順位**

仕様書の優先順位は、次の順位とする。

a) GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

2 **役務に関する要求**

2.1 **一般的要求事項**

一般的要求事項は、GLT-CG-Z500002の2.1によるほか、必要により調達要領指定書によって指定する。

2.2 **IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応**

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.2による。

2.3 **対象計測器及び数量**

対象計測器及び数量は、調達要領指定書によって指定する。

2.4 **整備の種類**

整備の種類は、GLT-CG-Z500002の2.2j)に示す“校正”とする。

2.5 **整備の作業方式**

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3a)に示す“標準（又は確定）作業方式”とする。

2.6 **校正作業**

校正作業は、次による。

a) 校正作業は、表1及び表2によるものとし、調達要領指定書によって指定する。

b) 校正作業に必要な校正能力は、調達要領指定書によって指定する。

c) 対象計測器が校正不能の場合は、契約担当官等（以下、“担当官”という。）の指示を受ける。

2.7 **校正基準**

校正基準（精度、機能及び性能等）は、整備諸基準等によるものとし、調達要領指定書で指定する。

2.8 **校正役務実施場所及び実施時期**

校正役務実施場所及び実施時期は、次によるほか、調達要領指定書によって指定する。

a) 指定場所で実施できない場合は、必要に応じ担当官の許可を得て、契約の相手方の営業所等で実施できる。

b) 対象計測器を指定場所から持ち出す場合は、受領書を作成した後、担当官に提出する。

c) 校正終了後、官側に対象計測器を返納する場合は、返品書及び材料使用明細書を作成した後、担当官に提出する。

2.9 **環境条件**

処内校正役務及び巡回校正役務における環境条件は、JIS Z 8703によるものとし、細部は調達要領指定書によって指定する。

2.10 **使用器材・機器**

使用器材及び機器は、次による。

a) 校正役務に使用する器材及び機器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が準備する。

b) 校正役務において、官側保有の計器校正セットを使用する場合は、5.2に基づき、無償貸付品の手続きを行う。

2.11 **部品・副資材**

部品及び副資材は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002

の2.9による。

## 2.12 校正の表示

校正の表示は、調達要領指定書によって指定する。

## 2.13 整備作業間の作業中止事項

整備作業間の作業中止事項は、GLT-CG-Z500002の2.14による。

## 3 品質保証

監督及び検査は、担当官の定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 検定等

検定等が必要な計測器は、調達要領指定書によって指定する。

### 5.2 無償貸付品・官給品

無償貸付品及び官給品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の5.1による。

### 5.3 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。

表3-提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	工程表	a)	b)	契約後、速やかに。
2	作業員名簿			各日の作業終了後、速やかに。
3	作業記録表 (役務完了調書)			校正終了後
4	校正証明書 (校正結果報告書)			担当官の指示による。
5	試験(検査)成績書			
6	受領書			
7	無償貸付申請書			
8	返品書・材料使用明細書			
注 <sup>a)b)</sup> 部数及び提出先は、調達要領指定書によって指定する。				

### 5.4 添付書類

添付書類は、次による。

- 対象計測器(校正不合格の場合を含む。)1台ごとに、試験(検査)成績書又は校正成績書を1部添付するものとし、調達要領指定書によって指定する。
- 検定等を実施した対象計測器1台ごとに、GLT-CG-Z500002の5.4.1b)に示す合格証を添付する。

### 5.5 秘密保全

秘密保全は、GLT-CG-Z500002の6.1による。

### 5.6 官側の施設などへの立入

官側の施設などへの立入は、GLT-CG-Z500002の6.2による。

### 5.7 輸送

輸送は、GLT-CG-Z500002の7.1による。

### 5.8 保管の責任

保管の責任は、GLT-CG-Z500002の7.2による。

### 5.9 官側の支援

官側の支援は、GLT-CG-Z500002の7.3による。

### 5.10 支援の要請

支援の要請は、GLT-CG-Z500002の7.4による。

### 5.11 技術資料

技術資料は、GLT-CG-Z500002の7.5による。

**5.12 携行工具及び附属品などの確認**

携行工具及び附属品などの確認は、GLT-CG-Z500002の7.7による。

**5.13 諸法規との関連**

諸法規との関連は、GLT-CG-Z500002の7.8による。

**5.14 知的財産権に関する注意**

知的財産権に関する注意は、GLT-CG-Z000001の8.1による。

**5.15 文書などの誤認**

文書などの誤認は、GLT-CG-Z500002の7.10による。

**5.16 仕様書に関する疑義**

仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

表1-校正作業工程表 (その1)

番号	工程	作業内容
1	入場点検 <sup>a)</sup>	対象計測器の目視点検及び構成品の欠品の有無について点検する。
2	校正	a) 基準器によって誤差を測定し、対象計測器ごとに校正成績書又は試験（検査）成績書を作成する。校正基準に合致しない場合は、合致するように修正する。 b) トリマなどの可動部で固定が必要なものは、ペイントなどで固定する。 c) 修正に必要な範囲で、分解、清掃及び組立てを含む。 d) 校正基準に合致した場合は、校正証明書を作成する。 e) 対象計測器の測定量の値を修正できない場合(以下、“校正不合格”という。)は校正結果報告書を作成する。
注 <sup>a)</sup> 点検などの結果、事後の工程作業の継続が難しいと判断した場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。		

表2-校正作業工程表 (その2)

番号	工程	作業内容
1	事前準備 <sup>a)</sup>	a) 計器校正セットを開設する。 b) 基準器のクロスチェック <sup>b)</sup> を行う。 c) 環境条件は、2.9による。
2	入場点検 <sup>a)</sup>	対象計測器の目視点検及び構成品の欠品の有無について点検する。
3	校正	a) 基準器によって誤差を測定し、対象計測器ごとに校正成績書又は試験（検査）成績書を作成する。校正基準に合致しない場合は、合致するように修正する。 b) トリマなどの可動部で固定が必要なものは、ペイントなどで固定する。 c) 修正に必要な範囲で、分解、清掃及び組立てを含む。 d) 校正基準に合致した場合は、校正証明書を作成する。 e) 対象計測器の測定量の値を修正できない場合(以下、“校正不合格”という。)は校正結果報告書を作成する。
4	撤収	a) 基準器のクロスチェックを行う。 b) 計器校正セットを撤収する。
注 <sup>a)</sup> 点検などの結果、事後の工程作業の継続が難しいと判断した場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。 注 <sup>b)</sup> 計器校正セットに設置されている基準器を、相互に組み合わせて点検・計測し、基準器の動作及び精度を確認し、記録することをいう。 なお、クロスチェックは、計器校正セットに備え付けのクロスチェック実施要領に基づき実施し、同様に計器校正セットに備え付けのクロスチェック点検表に記録する。		

